



国際税務

OECD CRS 関連情報

自動的情報交換(AEOI)ポータルサイトにおける 各国 CRS 導入状況と FAQ が公表

2015 年 11 月 24 日

2015 年 11 月 17 日、自動的情報交換(Automatic Exchange of Information: 以下「AEOI」)ポータルサイトが更新され、「各国 CRS (Common Reporting Standard: 共通報告基準) 導入状況一覧表」、「CRS についてのよくある質問」および「グローバルフォーラムの活動状況に関する最新情報」が追加された。本ニュースレターでは、日本の報告金融機関にとって、特に重要な各国の CRS 導入状況一覧表および CRS についてのよくある質問について情報をまとめている。

<http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/>
(OECD ウェブサイト(英語))

1. 各国 CRS 導入状況一覧表

各国の CRS 導入状況をまとめた一覧表が AEOI ポータルサイトに公表された。当該一覧表には国ごとに以下の項目が掲載されており、各国の CRS 導入状況が簡単に比較できるようになった。

- 政府間情報交換の初回実施時期
- 国内法の制定状況
- ガイダンスの公表有無
- 報告金融機関および特定取引からの除外対象の有無
- 報告様式の有無
- 広域アプローチ(報告対象国以外の非居住者の特定義務)の適用有無

2. CRS に係るよくある質問

今回公表された CRS に係るよくある質問は、CRS ハンドブックにも掲載されているものから質問を追加したものであり、CRS についての不明点を明確にするものである。

CRS の以下のパートごとに質問とその回答が掲載されており、CRS を理解する上で非常に有益なものとなっている。

- 報告義務
- 特定手続
- 報告金融機関
- 非報告金融機関
- 金融口座
- 報告対象となる金融口座
- その他

日本においては 2015 年 3 月の官報で国内法が公表されており、日本の金融機関はそれを基に 2017 年 1 月 1 日からのスタートに向けて準備を進める必要があるが、国内法の解釈について、一部不明瞭な点が存在するのが現状である。そういった不明瞭な点については、国税庁または金融庁からのより詳しいガイダンスや FAQ が公表されるまでは、国内法の原点となる CRS に立ち戻って解釈する必要があると思われる。

今回掲載された各国 CRS 導入状況一覧および CRS についてのよくある質問については参考和訳を作成しており、契約締結先には配布を予定している。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターの一部は、下記のウェブサイトにてご覧いただくことが可能です。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務、QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko.enomoto@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax-co	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。